

裁判官会議付議人事関係事項(令和7.2.26提出)

8 令和6年度司法修習生の修習期間の決定について

令和6年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも令和7年3月19日から令和8年3月25日までと定める。